

第6編 岩国市津波避難計画

第1章 総則

1 目的

本計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間、津波から住民の生命、身体の安全を確保するための避難対策を定めることを目的とする。

2 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき本市が指定する。

(3) 避難困難地域

避難対象地域のうち、徒歩を前提とする避難行動では、津波の到達時間までに避難対象地域の外（避難の必要のない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路

避難するための経路で、本市が指定するものをいう。

(5) 避難経路

避難するための経路で、住民が設定するものをいう。

(6) 緊急避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などで、本市が指定する。原則として避難対象地域の外に定める。

(7) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする場所であり、必ずしも緊急避難場所とは一致しない。

(8) 津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物等を本市が指定する。

第 2 章 避難計画

1 津波浸水想定区域及び津波到達予想時間の設定

本市の津波浸水想定区域及び津波到達予想時間は、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項の規定により県が作成した津波浸水想定に基づき設定した。

津波浸水想定区域は、津波浸水想定に基づき別紙第 1 のとおりとし、津波到達予想時間は本市に最も影響のある南海トラフ巨大地震の最高津波水位到達時間とした。

なお、瀬戸内海側で想定する南海トラフの巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による津波の想定は、次表のとおりである。

(1) 津波水位等

代 表 地点名	南海トラフ巨大地震（最大震度 6 弱）		周防灘断層群主部の地震（最大震度 6 弱）	
	最高津波水位（T.P）	うち津波波高	最高津波水位（T.P）	うち津波波高
岩国港	3. 0	1. 2	1. 9	0. 1
由宇港	2. 8	0. 9	1. 9	0. 1

(2) 最高津波水位到達時間

代 表 地 点 名	南海トラフ巨大地震	周防灘断層群主部
岩 国 港	2 2 3 分	1 5 9 分
由 宇 港	4 1 8 分	1 5 6 分

2 津波避難計画

(1) 避難対象地域

本市の避難対象地域は、県が作成した津波浸水想定に基づき設定した津波浸水想定区域とする。津波による浸水面積は、1, 573 ha になると想定されている。

(2) 避難困難地域

本市においては、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能であることから避難困難地域の設定はしないこととする。

【参 考】

避難可能距離

避難可能距離は、次により求められる。

避難可能距離 = (歩行速度) × (津波到達時間 - 避難開始時間)

歩行速度：1.0 m/秒（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内）

内者歩行速度等)を目安とするが、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等については、さらに歩行速度が低下する(0.5m/秒)ことを考慮する必要がある。

(3) 避難路・避難経路

避難路・避難経路は、避難対象地域の外に最も短時間で到達でき、かつ安全性の高い経路を定めることが重要であり、次の点に留意する。

ア 家屋の倒壊により避難できないことも考えられることから、避難路及び避難経路の幅員はできる限り広く、かつ迂回路が確保されている。

イ 津波が想定より早く到着する可能性があること、河川を遡上すること等が考えられることから、海岸沿いや河川沿いの道路はできる限り避ける。

ウ 海岸方向に高台等がある場合であっても、できる限り海岸方向への避難は避ける。

(4) 緊急避難場所等の指定

ア 緊急避難場所

津波に対する緊急避難場所は、指定避難場所46箇所、福祉協定避難施設11箇所、広域避難場所3箇所、一時避難場所5箇所とする。緊急避難場所については、別紙第2のとおりである。

イ 津波避難ビル

本市における津波到達予想時間を考慮し、避難困難地域を設定しないことから、津波避難ビルの設定はしていない。

(5) 避難方法

避難方法は、原則徒歩とする。

第3章 初動体制

1 連絡・参集及び配備体制

津波注意報や津波警報(大津波警報を含む。)が発表された場合は、岩国市地域防災計画第2編第10章「第1節 市の活動体制」による。

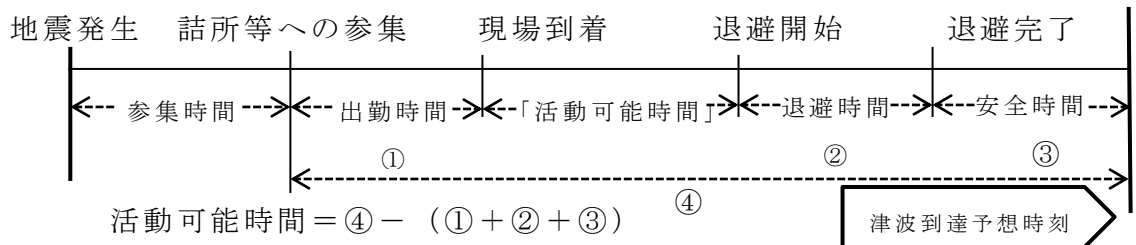
第4章 避難誘導等に従事する者の安全確保

1 安全確保のための配慮

避難広報や避難誘導等に従事する者の安全確保に十分に配慮しつつ、津波警報等の情報を入手するまで原則として避難を優先させるものとし、次の事項に留意する。

- (1) 避難広報は、原則として車両で行うこととし、2名以上で乗車し、1名は常に無線、ラジオ放送、周囲の状況等を警戒する。
- (2) 津波到達予想時間、予想される津波高などの情報を収集し、それに基づき活動可能時間を判断するとともに、常に高台等への退避ルートを念頭において行動する。

【参考】活動可能時間の判断例



第5章 津波情報等の収集・伝達

1 津波情報等の収集

(1) 津波情報等の入手

強い揺れ（震度4程度以上）又は弱い揺れであっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波情報等の入手に努めるものとする。

(2) 津波の実況等の情報収集

津波情報は放送による方が早い場合があるので、地震感知後報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合も同様の措置をとる。

2 津波情報等の伝達

津波警報（大津波警報を含む。）の伝達方法は、全国瞬時警戒システム（J-ALERT）と連動し、防災行政無線からの放送・サイレンの吹鳴及び岩国市民メール、岩国市民ニュースアプリで市民へ瞬時に伝達を行うものとする。

第 6 章 避難指示（緊急）の発令

1 発令基準

大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれが発表された場合であっても、「避難指示（緊急）」を発令する。

停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも 1 分程度以上の長い揺れを感じた場合においても、「避難指示（緊急）」を発令する。

2 伝達方法

避難指示（緊急）の住民等への伝達方法は、防災行政無線によるサイレンの吹鳴及び放送、岩国市民メール、岩国市ニュースアプリ、緊急テロップ放送、巡回車による広報、報道機関との連携等あらゆる手段を通じ、直接住民、海水浴客及び観光客等に対し周知する。

第 7 章 津波対策の教育・啓蒙

地域防災計画第 5 編第 6 章「地震防災上必要な教育及び広報に関する計画」による。

第 8 章 津波避難訓練の実施

地域防災計画第 5 編第 5 章「防災訓練計画」による。

第 9 章 避難行動要支援者の避難対策

地域防災計画第 2 編第 1 4 章「要配慮者対策」による。

避難対象地域一覧表

町 名	区 域
今津町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目
山手町	1丁目、2丁目
室の木町	1丁目、2丁目
砂山町	1丁目、2丁目
立石町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目
麻里布町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目
川口町	1丁目、2丁目
三笠町	1丁目、2丁目、3丁目
元 町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目
昭和町	1丁目、2丁目、3丁目
飯田町	1丁目、2丁目、3丁目
桂 町	1丁目、2丁目
日の出町	全域
新港町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目
装束町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目
中津町	1丁目、2丁目、3丁目
車町	1丁目、2丁目、3丁目
川下町	1丁目、2丁目、3丁目
旭 町	1丁目、2丁目、3丁目
三角町	1丁目、2丁目、3丁目
門前町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目
尾津町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目
南岩国町	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目
灘 町	全域
藤生町	1丁目
通津町	南町、中町、北町、本町、南団地、つづ美みはる
柱 島	柱島、端島、黒島
由宇町	港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、中央1丁目、中央2丁目、南1丁目、南2丁目、南沖1丁目、北1丁目、北2丁目、北6丁目、北7丁目、神東

指定緊急避難場所一覧表

1 緊急避難場所

番号	名 称	住 所
1	すばる・あすか	関戸 2 9 9 - 2
2	ホテルかんこう	岩国 1 丁目 1 - 7
3	岩国小学校	岩国 3 丁目 1 - 1 8
4	岩国工業高校体育館	錦見 2 丁目 4 - 8 5
5	岩国中学校	錦見 5 丁目 7 - 2 8
6	顕真幼稚園	錦見 5 丁目 7 - 2 8
7	岩国自動車学校	錦見 7 丁目 1 - 4 0
8	サンライフ岩国	横山 2 丁目 7 - 2 8
9	教育センター	横山 3 丁目 1 - 1 1
1 0	岩国高校体育館	川西 4 丁目 6 - 1
1 1	総合体育館	平田 1 丁目 4 0 - 1
1 2	平田小学校	平田 3 丁目 5 - 1
1 3	平田供用会館・住民ホール	平田 3 丁目 2 2 - 1 8
1 4	岩国商業高校体育館	平田 5 丁目 5 2 - 1 0
1 5	平田中学校	平田 6 丁目 1 0 - 3 3
1 6	老人福祉センター	南岩国町 2 丁目 6 5 - 3 8
1 7	白崎八幡宮（メモリアルコート）	今津町 6 丁目 1 2 - 2 3
1 8	麻里布中学校	室の木町 2 丁目 7 - 1 1
1 9	保健センター	室の木町 3 丁目 1 - 1 1
2 0	医師会病院	室の木町 3 丁目 6 - 1 2
2 1	日本製紙体育館	飯田町 2 丁目 8 - 1
2 2	室の木東供用会館	立石町 4 丁目 7 - 6 0
2 3	一文字終末処理場	新港町 2 丁目 7 - 1 4 5
2 4	装港小学校	新港町 4 丁目 1 6 - 3 0
2 5	装港供用会館	装束町 1 丁目 1 - 4 3
2 6	川下小学校	車町 1 丁目 1 - 4 3
2 7	専念寺本堂・川下幼稚園	楠町 3 丁目 2 - 3 0
2 8	万行寺本堂・保育園	楠町 3 丁目 7 - 2 1
2 9	愛宕供用会館	門前町 2 丁目 3 5 - 2
3 0	愛宕小学校	尾津町 1 丁目 1 - 1 1
3 1	高水高校体育館	尾津町 2 丁目 2 4 - 1 8
3 2	中央図書館	南岩国町 4 丁目 5 2 - 1
3 3	灘小学校	南岩国町 5 丁目 6 0 - 1
3 4	灘供用会館	藤生町 1 丁目 1 0 - 1 4

番号	名 称	住 所
35	岩国総合高校体育館	藤生町4丁目41-1
36	灘中学校	藤生町2丁目25-1
37	中洋小学校	青木町2-33-1
38	ケアハウスつづの里	通津1117-297
39	通津小学校	通津2720
40	通津公民館	通津2571-5
41	由宇中学校	由宇町北5-2-1
42	由宇小学校	由宇町中央2-10-1
43	由宇文化スポーツセンター	由宇南沖1-13-1
44	由西小学校	由宇町3300-1
45	神東小学校	由宇町神東448-1
46	神東婦人の家・神東農家研修センター	由宇町神東451-5

2 福祉協定避難施設

番号	名 称	住 所
1	岩国第一病院	岩国1丁目20-49
2	岩国サービスセンター（にしみ苑）	錦見2丁目6-12
3	特別養護老人ホームかなえ	錦見3丁目7-55
4	岩国総合支援学校（協力：ひかりの里）	錦見3丁目7-11
5	平成サービスセンター平田	平田5丁目31-7
6	サービスセンターさくらんぼ平田ケアセンター	平田6丁目29-11
7	いしいケア・クリニックサービスセンター	室の木町1丁目5-1
8	特別養護老人ホーム灘海園	愛宕町1丁目5-1
9	シンシアゆうわ	藤生町3丁目27-8
10	平成サービスセンター黒磯	黒磯町2丁目50-14

3 広域避難場所

番号	名 称	住 所
1	吉香公園	横山2丁目
2	岩国運動公園	平田1丁目40-1
3	由宇グランド	由宇町中央2-19

4 一時避難場所（指定外）

番号	名 称	住 所
1	長山公園	今津町6丁目
2	岩国市役所	今津町1丁目14-51
3	三笠橋駐車場	今津町1丁目2-23
4	麻里布駐車場	麻里布町7丁目1-17
5	岩国駅東西自由通路	麻里布町1丁目1-1